

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

### 香川県公安委員会規則第10号

香川県警察職員互助会設置規則の一部を改正する規則

香川県警察職員互助会設置規則（平成13年公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 互助会に使用され、互助会から給与を受ける者（常時勤務に服することを要しない者（臨時に使用される者を除く。）に限る。）のうち互助会への加入を希望するもの<u>その他警察本部長が適当と認める者は、前項の会員</u>となることができる。</p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、規約の定めるところにより、毎月給料<u>（俸給）又は報酬</u>の支給を受ける際に、掛金を互助会に納入しなければならない。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、警察共済組合香川県支部に所属する組合員（中国四国管区警察局四国警察支局の職員である組合員（互助会に加入することが適当であると香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が認めるものを除く。）を除く。）及び互助会に使用され、互助会から給与を受ける者（常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。）を会員として組織する。</p> <p>2 <u>香川県警察の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（警察共済組合香川県支部に所属する組合員である者を除く。）若しくは同法第28条の5第1項の規定により採用された職員又は互助会に使用され、互助会から給与を受ける者（常時勤務に服することを要しない者（臨時に使用される者を除く。）に限る。）のうち、互助会への加入を希望するものは、前項の会員とする。</u></p> <p>(掛金)</p> <p>第5条 会員は、規約の定めるところにより、毎月給料の支給を受ける際に、掛金を互助会に納入しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。